

飯岡町告示第8号

飯岡町の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

(なお、この告示は、平成17年3月2日から効力を生ずる。)

平成17年 3月 1日

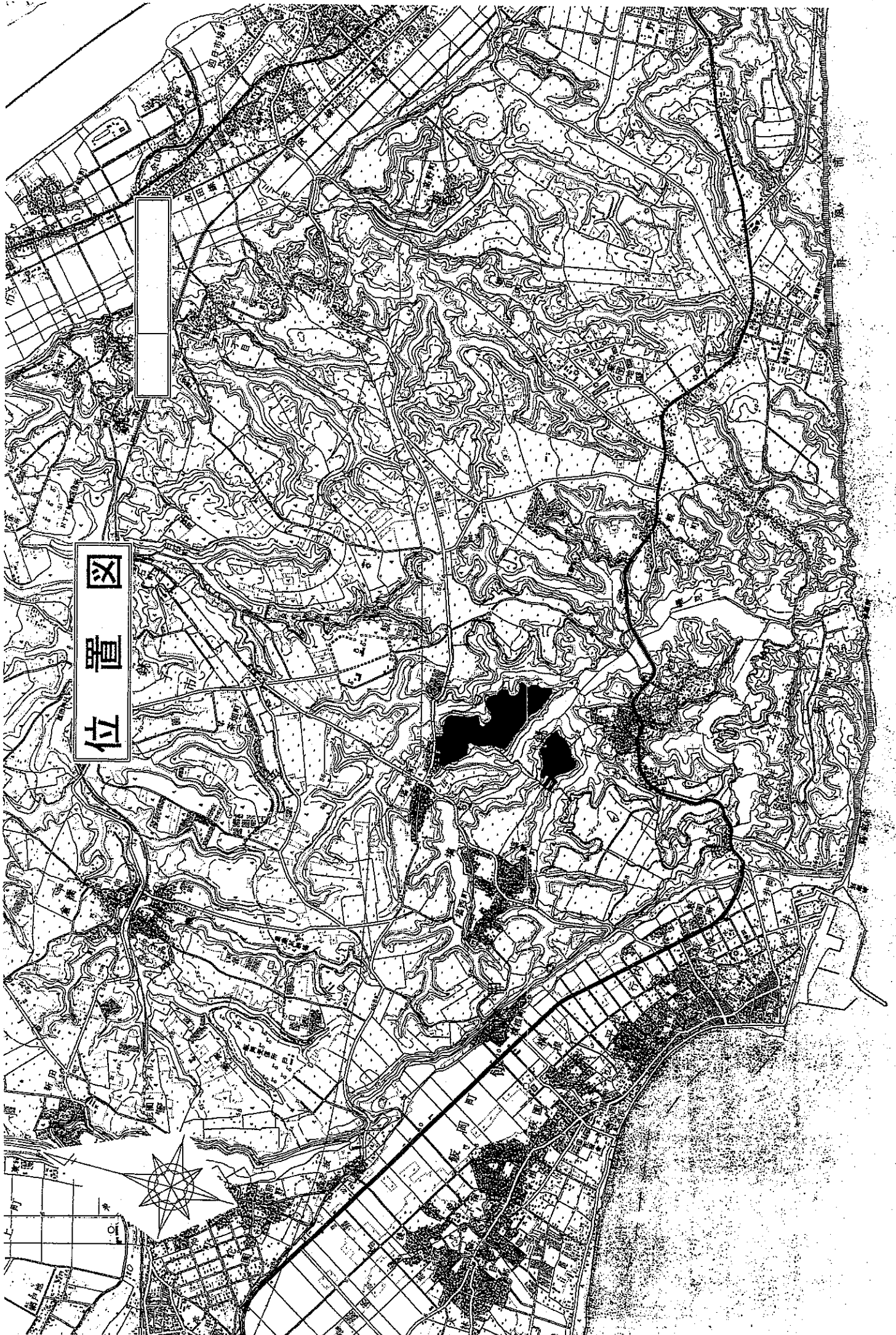
飯岡町長 向後貞夫

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
八木	新田前	八木	羽抜	4, 872の3 4, 872の4 4, 881の1 4, 881の2 4, 882 4, 888の2
			テ作	4, 883
			南割	4, 907の4 4, 907の5 4, 912の1 4, 913の1 4, 917~4, 921 4, 922の2 4, 923の2 4, 924の2 4, 925~4, 941 4, 942の1 4, 942の2 4, 943~4, 945 4, 946の1 4, 946の2 4, 947~4, 957 4, 960の1 4, 960の2 4, 961~4, 963 4, 916の1、4, 916の2に隣接する道路である 公有地の全部 4, 958、4, 959に隣接する道路である公有地 の全部
		土橋	5, 265~5, 267	
		八木町		5, 240の2 5, 242の2 5, 243の2 5, 244~5, 246 5, 247の3 5, 247の4 5, 248 5, 249 5, 250の1 5, 250の2 5, 251

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地並びに公有地の全部

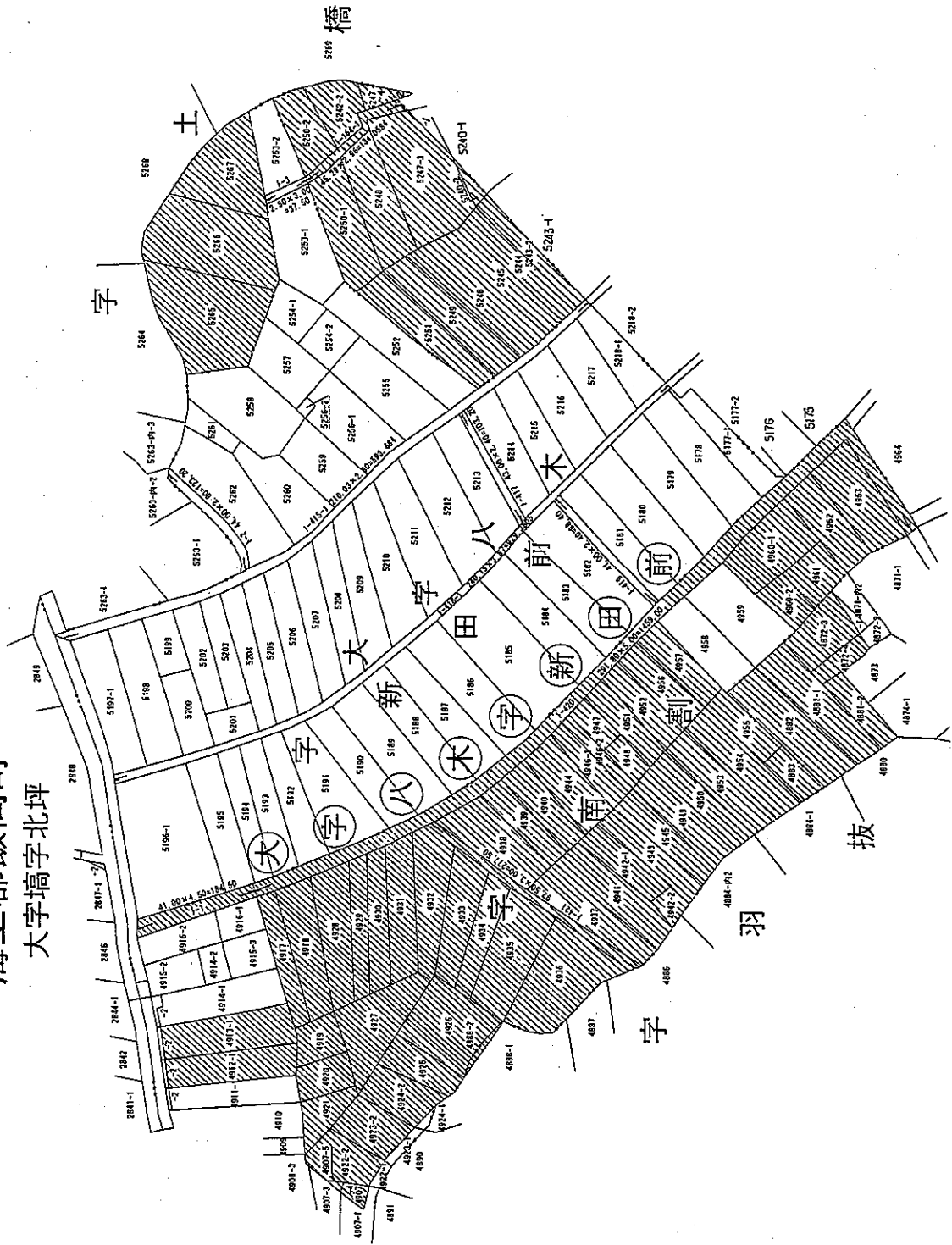
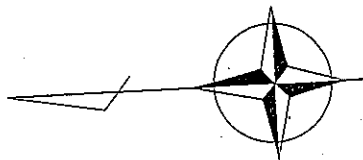
備考 上記の土地の表示は、平成16年 6月10日現在の土地登記簿謄本によるものである。



位置図

飯岡町内大字・字区域変更図

海上郡飯岡町
大字塙字北坪



凡	例
市界	—●●●●—
町界	—●●●—
大字界	—●●—
大字名	○●●○
字名	○●○
新字界	○●○
新大字名	○●○
新字名	○●○
地区界	—○—
八木等新田前仁 地入字区図様	▨

旭市川口3523番地2
千葉県土地改良事業団体育会
東総支所 小安 秋夫
作製者

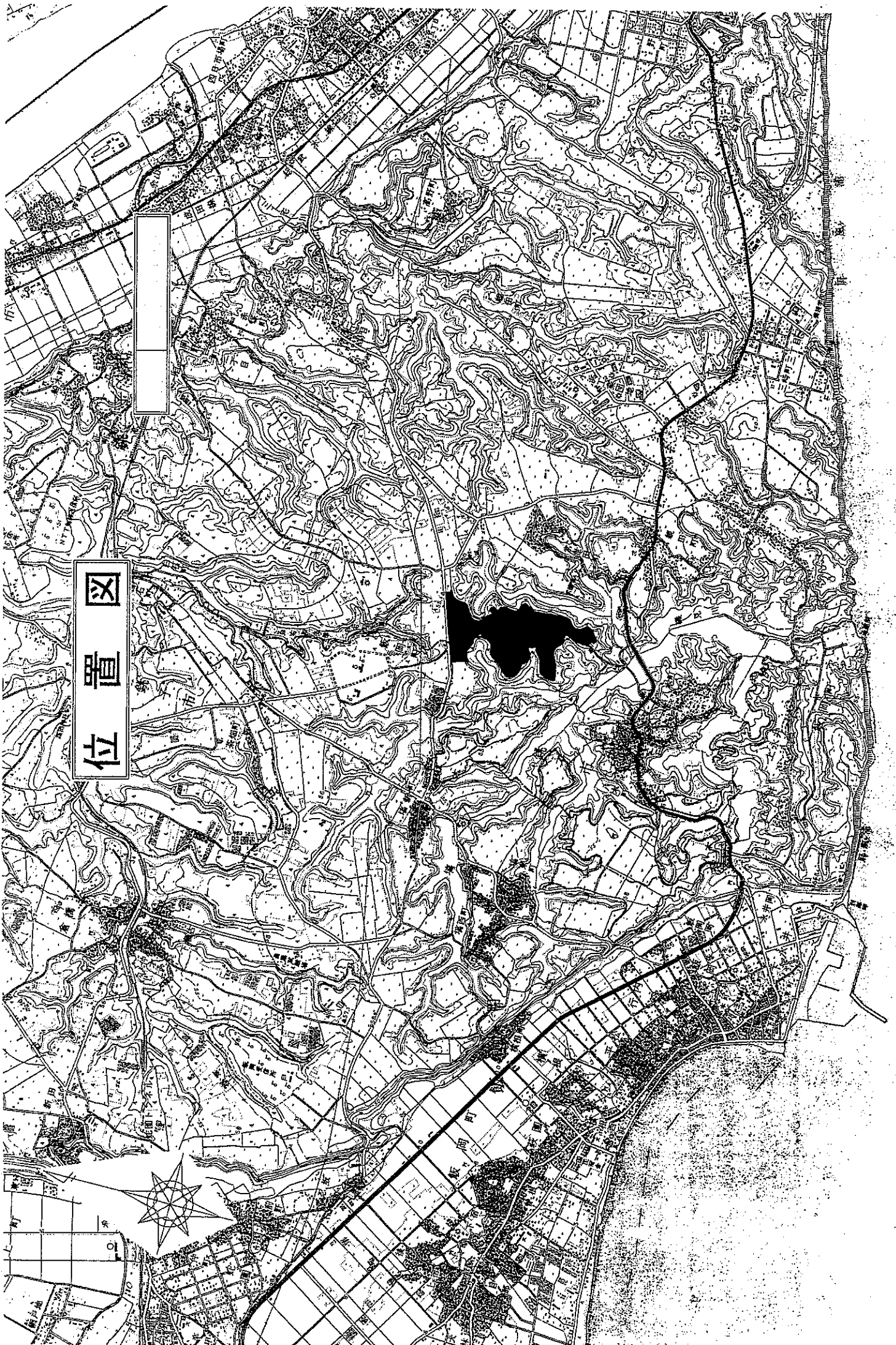
変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
基	三番割	八木町		5, 665の2 5, 666の2 5, 667の2 5, 672の4~5, 672の6 5, 672の3、5, 673、5, 674の1、5、 674の2の地先の道路である国有地の一部

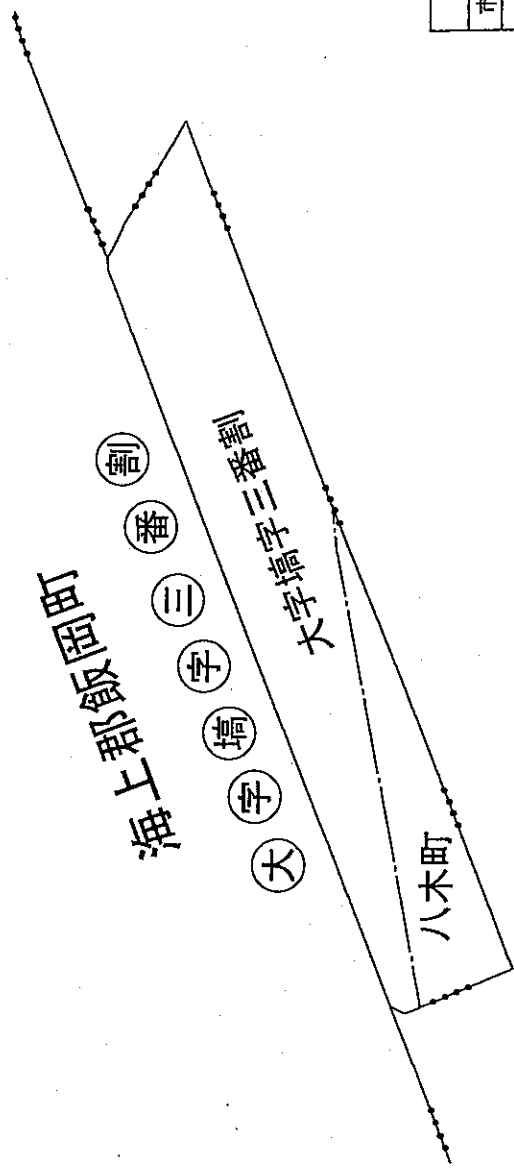
及びこれらの区域に隣接する国有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成16年 6月10日現在の土地登記簿謄本によるものである。

位置図



飯岡町内大字・字区域変更見取図



凡 例	
市 町 界	——●●●●——
旧 大 字 界	——●●●●——
旧 字 界	——●●●●——
旧 大 字 名	大 字
旧 字 名	字
新 大 字 名	⊙ 大 ⊙
新 字 名	⊙ 字 ⊙

作製者	旭市川口3523番地2 千葉県土地改良事業団体連合会 東総支所 小 安 秋
-----	---

